

6月18日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第41号および議案第46号について、6月23日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過及び結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第41号令和3年度湖南省市一般会計補正予算（第3号）について、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の給付までの流れはとの質疑に対して、既に口座などを把握している児童手当と特別児童扶養手当の受給者に関しては7月2日に案内通知をし、7月20日に支給の予定をしている。それ以外の対象者である高校生のいる世帯に対しては、7月すぐにホームページや広報紙等で周知を行うとの答弁でした。

小中学生の福祉医療助成事業予算の積算根拠についての質疑に対して、事業は9月から開始されるが実際に支給するのは11月からなので年間費用約8,000万円の5ヶ月分としている。そこから、年間5万円を超えた世帯への医療費助成の予算を差し引いた金額を扶助費として計上しているとの答弁でした。

国のペナルティについての質疑に対して、乳幼児までの医療費助成は県が行っているので現段階ではペナルティはないが、乳幼児以外の医療費助成についても国や県が行うよう、積極的な働きかけをし続けるとの答弁でした。対象者の人数についての質疑に対して、小中学生全員を対象とした4,100人だという答弁でした。財源についての質疑に対して、今回は財政調整基金で対応するとの答弁でした。

議案第46号令和3年度湖南省市一般会計補正予算（第4号）について、相談支援員は新たに人員を確保するのかの質疑に対して、7月から11月までの5ヶ月間で会計年度任用職員を任用するとの答弁でした。

その後、各議案とも討論はありませんでした。

採決の結果、議案第41号および議案第46号については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。